

## 東海第二原子力発電所を再稼働しないことを求める意見書

福島第一原子力発電所の事故は、避難住民をはじめ農・漁業など多方面に甚大な被害を及ぼし、原発の危険性を国民の前に明らかにしました。原発で過酷事故は起きないという「安全神話」は崩れました。

東海村にある東海第二原子力発電所では、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、原子炉が自動停止しました。その後2日間外部からの電源を失い、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は津波の影響で動きませんでした。6.1mの防護壁に5.4mの津波が押し寄せたのです。もし、津波があと少し高かったら、電源をすべて失い、福島第一原子力発電所と同じような深刻な事態になるところでした。

しかも東海第二原子力発電所は、運転開始から33年を経過し、いたる所に老朽化現象が見られます。半径30km圏内に約100万人が住む人口密集地に建ち、加えて政府の地震調査研究本部や東大地震研究所などが、極めて高い確率でマグニチュード7から8の巨大地震が茨城県沖で起こり得ると予測しています。

以上をふまえて、東海第二原子力発電所を再稼働しないことを求めます。

- 一 .東海第二原子力発電所施設の安全性が証明されない限り、再稼働を行わないこと。
- 一 . 周辺自治体ならびに茨城県民全体の同意なくしては、東海第二原子力発電所の再稼働は認められないこと。
- 一 . 原発に頼らない自然エネルギーへの転換を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月13日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

内閣総理大臣  
衆議院議長  
参議院議長  
経済産業大臣  
環境大臣  
茨城県知事